

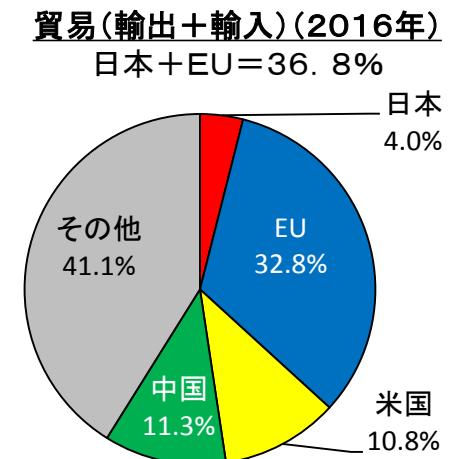
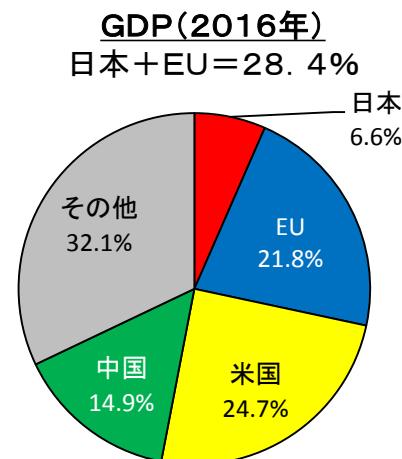
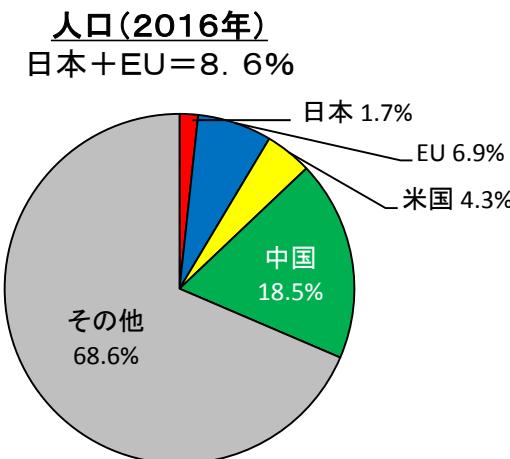
日EU経済連携協定：意義と経緯

平成29年10月
外務省

日EU・EPA(意義)

1. 日EU・EPAの重要性

- EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった**基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー**。また、EUは総人口約5億人(日本の約4倍)、世界のGDPの約22%(同約4倍)、我が国輸出入総額の約12%を占める我が国にとっての主要貿易・投資相手。
- 日EU関係の最優先課題である日EU・EPAは、戦略的パートナーシップ協定(SPA)と共に、日EU関係の重要な基盤となり、両者の戦略的関係を更に強化するもの。
- 日EU・EPAは、関税撤廃や投資ルールの整備等を通じて**貿易・投資を活発化**し、雇用創出、企業の競争力強化等を含む**経済成長**に資する。また、同EPAは、日本の成長戦略の重要な柱であり、**日本企業の欧州市場進出を促進**するもの。



	人口 (2016年、百万人)	シェア(%)
日本	127	1.7%
EU	511	6.9%
米国	323	4.3%
中国	1,379	18.5%
その他	5,102	68.6%
世界計	7,442	—

出典: World Bank, World Development Indicators, July 12, 2017

	GDP (2016年、10億ドル)	シェア(%)
日本	4,939	6.6%
EU	16,408	21.8%
米国	18,569	24.7%
中国	11,218	14.9%
その他	24,144	32.1%
世界計	75,278	—

出典: IMF, World Economic Outlook Database, April 2017

	貿易(輸出+輸入) (2016年、10億ドル)	シェア(%)
日本	1,267	4.0%
EU	10,517	32.8%
(内、域内)	6,790	21.2%
米国	3,476	10.8%
中国	3,611	11.3%
その他	13,171	41.1%
世界計	32,041	—

出典: IMF, Direction of Trade Statistics, April 2017

日EU・EPA(意義)

対日直接投資
増加

日本企業のグローバル化
(クールジャパン戦略,
日本產品の海外展開等)

輸出・海外投資
拡大

日本経済再生

日EU・EPA

日EU間の
貿易・投資
拡大

直接投資を通じた
雇用創出

規制協力
の推進

日本再興戦略の
FTA比率70%
(2018年まで)
⇒11. 86%
の貢献

【参考】2015年度末
時点で39. 5%

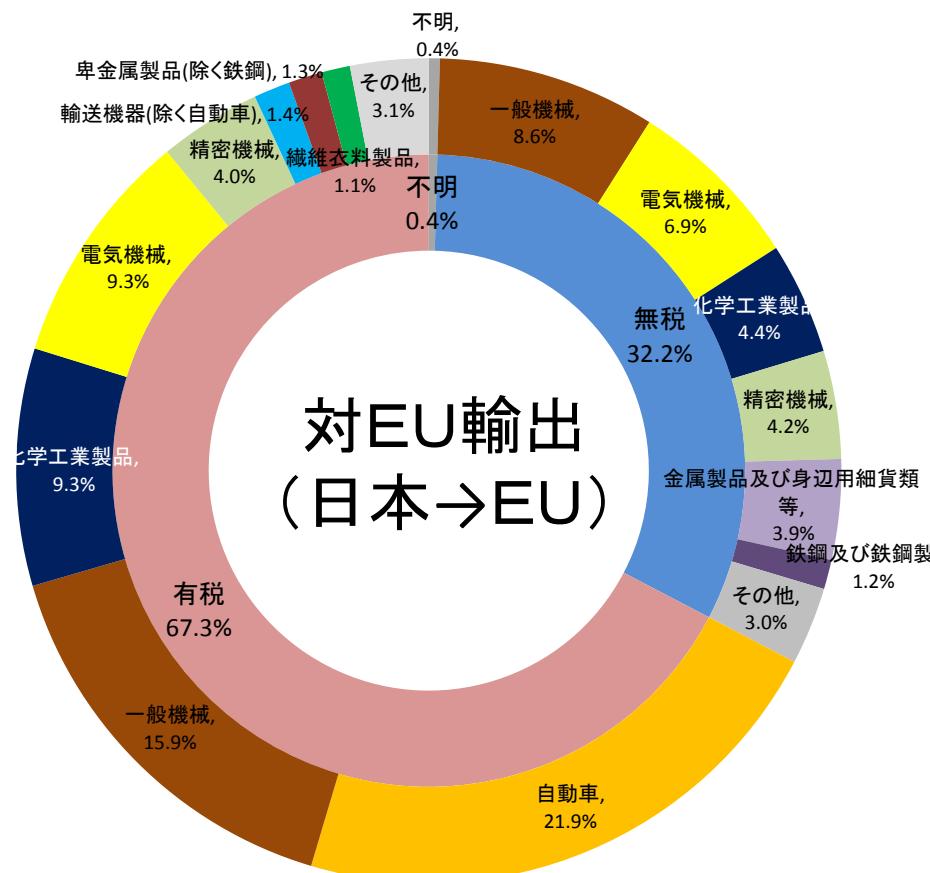
他国に劣後しない
競争条件の確保

保護主義的な動きの中
で、日EUが自由貿易の
旗を高く掲げ続ける

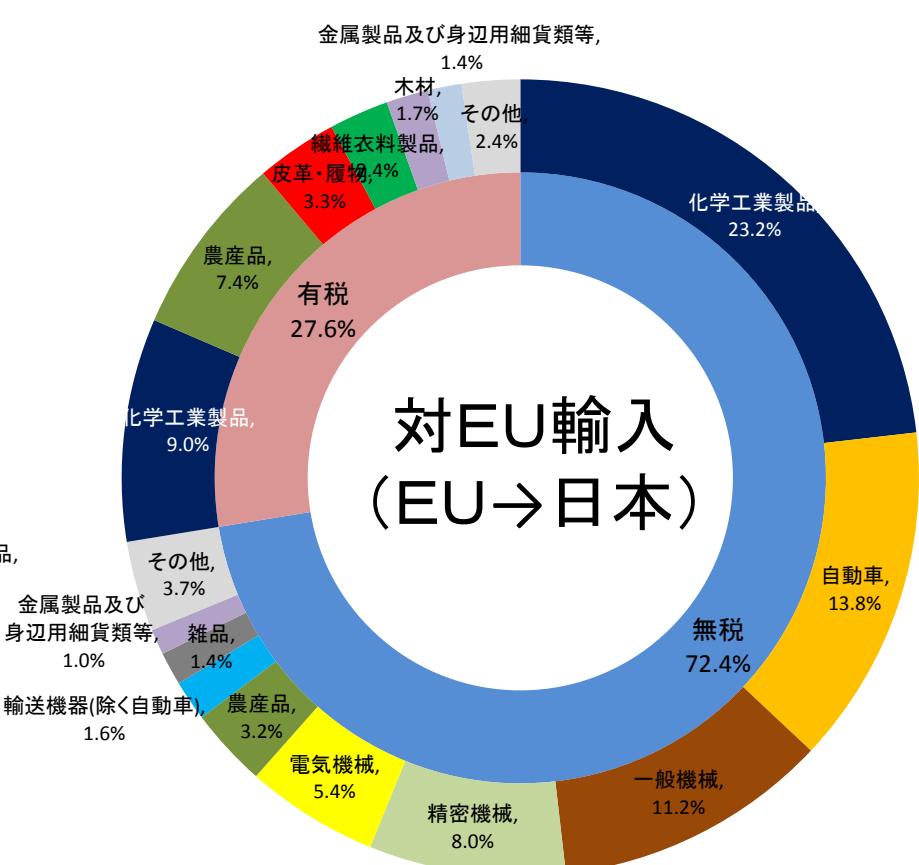
新たな国際ルール
作りへの積極的参画

EUとの関係強化
国際場裡における
メリット

日EU・EPA(日EU貿易構造:有税／無税品目分類(2016年))



貿易データ:GTA(8桁ベース)(2016年)
関税データ:WTO-IDB(2016年)



貿易データ:財務省貿易統計から経産省集計(2016年)
関税データ:実行関税率表(2016年4月)
(関税割当等の内枠を有税とする)

(注)経済産業省作成資料。前頁とは統計データ等が異なるため、貿易量の数値は異なる(本資料においては、対EU輸出は7兆9,626億円、対EU輸入は8兆785億円(2016年))。具体的には、通常の輸入品とは異なる特殊取扱品(再輸入品及び機用品)を現頁では除いている一方、前頁はそれらを含めた総額を載せている。また、使用しているデータや商品分類も異なる。

日EU・EPA(交渉分野)

交渉の全体像

以下の分野について最終合意に向け交渉中。

総則	物品市場アクセス	物品ルール	非関税措置	原産地規則	貿易救済	税関・貿易円滑化
協定の実施・運用等に関するルール等、協定全体に関わる事項を議論	物品貿易に関し、関税撤廃・削減等を議論	物品貿易に関し、内国民待遇等の基本的なルールを議論	貿易に影響を与える関税以外の措置を議論	関税撤廃・削減の対象となる原産品の要件、証明手続等を議論	輸入急増の場合等におけるセーフガード等を議論	税関手続の透明性確保、簡素化等を議論
衛生植物検疫(SPS)措置	貿易の技術的障害(TBT)	投資	サービス	電子商取引	政府調達(市場アクセス)	政府調達(鉄道)
食品の安全、動植物の検疫・衛生に係る措置等のルールを議論	製品の規格等が貿易の不必要的障害とならないためのルールを議論	投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等を議論	サービス貿易に関し、内国民待遇等とともに、個別分野に係るルールを議論	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等を議論	政府調達に關し、対象となる機関や物品・サービスの範囲等を議論	鉄道分野の政府調達に關する市場アクセス等を議論
政府調達(規律)	知的財産(地理的表示除く)	地理的表示	競争(反トラスト)	競争(国有企業)	競争(補助金)	コーポレートガバナンス
政府調達に關し、内国民待遇等の原則、入札手續等を議論	特許権、商標権、意匠権、著作権等の保護及び権利行使等を議論	農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を議論	自由競争を阻害する独占や取引制限のほか、企業結合のルールを議論	国有企業と民間企業の平等な競争条件を確保するためのルールを議論	補助金に關する通報や協議に関するルールを議論	株主の権利や取締役会の責任等、企業統治に係る基本原則を議論
貿易と持続可能な開発	中小企業	紛争解決	透明性	規制協力	農業協力	最終規定
貿易と持続可能な開発に關わる環境・労働に係る協力等を議論	中小企業の活動に必要な情報提供等を議論	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する手続を議論	協定の実施・運用等に關連する法令等の公表、パブリックコメントの実施等を議論	規制の策定過程における情報交換、規制の透明性の向上等を議論	農林水産業等での貿易促進・協力、より安全で良質の食品等の提供のための協力を議論	発効規定等を議論

注1 最終的な章立てを予断するものではない。

注2 各分野の内容は交渉次第であり、最終的な結果を予断するものではない。

日EU・EPA(交渉の経緯と現状)

2011年 5月-12年 7月 交渉準備 作業	2013年 3月 交渉 開始決定 4月 第1 回会合	2014年	2015年	2016年 2月 第15回会合 4月 第16回会合 9月 第17回会合	2017年 4月 第18回会合							
		... 2~3か月に1度の頻度で交渉 ...										
5月 日EU 定期 首脳協議 (東京)	3月 日EU 首脳 電話会議	4月末~5月 初、6月安倍 総理訪欧 (5月 日EU 定期首脳協議 (ブリュッセ ル))	11月 日EU 首脳 会談 (G20 ブリスベ ン)	5月 日EU 定期 首脳協議 (東京)	11月 日EU 首脳会談 (G20 アンタル ヤ)	5月 安倍総理 訪欧 (日EU首脳 会談 (ブリュッセ ル))	5月 日EU・EPA サイド イベント (G7 伊勢志摩)	2月 日EU 閣僚会談 (昼食会)	3月 日EU 首脳 会談 (ブリュッセ ル)	5月 日EU 首脳会談 (G7タオ ルミーナ)	6月~7月 日EU 閣僚会談 (東京)	7月 日EU 定期 首脳協議 (ブリュッセ ル)
共同 プレス声明 高度に包括的 かつ野心的なE PAの早期締結 の重要性を再 確認。望むら くは2015年末ま でに、すべての 主要課題を含 む合意に達す ることを目指し 、交渉官に懸隔 点解決のため の権限を付託。	共同 ステートメント <u>2016年のでき る限り早期に 大筋合意に達 するとの強いコ ミットメントを再 確認するととも に、包括的で、 レベルの高い、 かつ、バランス の取れた協定 に向け、交渉 官に必要な努 力をを行うことを 付託。</u>	日EU閣僚 会談	日EU首脳会談	日EU首脳会談	日EU閣僚 会談	日EU閣僚 会談	第24回日EU 定期首脳協議					
岸田外務大臣と マルムストローム 欧州委員(貿易 担当)の間で、保 護主義的な動き に対抗するため に、 <u>可能な限り 早期の大枠合意</u> が極めて重要で あることを再確認。	安倍総理とトゥ スク欧州理事會議 長及びユンカ ー欧州委員會委 員長は、 <u>できる限り早期の 大枠合意に達 するとの強いコ ミットメントを再 確認。</u>	安倍総理とトゥ スク欧州理事會議 長及びユンカ ー欧州委員會委 員長は、 <u>双方の交 渉官に交渉を加 速させると同時に、 双方が政治的指 導力を發揮する 段階に来ている との認識で一致。</u>	岸田大臣とマル ムストローム欧 州委員(貿易担 当)との会談等 において、 <u>有意 義な進展があつ たが、双方が今 後詰めなければ ならない重要な 論点があるとの 認識で一致。</u>	岸田外務大臣と マルムストローム 欧州委員(貿易 担当)の間で、 <u>日 EU・EPAの大枠 合意を閣僚レベ ルで確認し、首脳 レベルでの最終 的な確認を目指 すこと</u> で一致。								

1 意義

- 日EU・EPAは、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。
- 本協定の大枠合意は、保護主義的な動きがある中で、日EUが自由貿易の旗を高く掲げ続けるとの強い政治的意図を示すものであり、世界に対する力強いメッセージ。
- 本協定は、日EU間で自由で、公正な、開かれた国際貿易経済システムの強固な基礎を構築するもの。また、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデルとなるもの。

2 概要(物品関税等)

(1)日本産品のEU市場へのアクセス(攻め)

- 工業製品:
 - ✓ 100%の関税撤廃を達成。
 - ✓ 乗用車(現行税率10%): 8年目に撤廃。
 - ✓ 自動車部品: 貿易額で9割以上が即時撤廃。
- 農林水産品等:
 - ✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)を達成。
 - ✓ 日本産食品の輸出拡大に向け、農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。
 - ✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸出証明)の撤廃等も実現。

(2)EU産品の日本市場へのアクセス(守り)

- 農林水産品:
 - ✓ コメについて関税削減・撤廃等からの除外を確保。
 - ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度を維持。
 - ✓ 関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得。
 - ✓ 以上により、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置を確保。
- 工業製品:
 - ✓ 皮革・履物(現行税率最高30%): 11年目又は16年目に撤廃。